

改正後	改正前
<p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0029による。</p> <p>3.1 流行程管理基準 農産物の出荷時の品質を維持するために要求される、流行程における管理基準</p> <p>注釈1 米にあつては、“農産物の出荷時”とあるのは、“米の乾燥・調製行程終了時”と読み替える。</p> <p>注釈2 流行程管理基準の例として、温度、湿度、衝撃・振動等の許容値、緩衝材の適用、鮮度保持フィルムの適用が挙げられる。</p> <p>3.2 識別番号 同一のフードチェーン情報を有する農産物を識別するために、出荷時の梱包単位又は小分け単位ごとに割り振る番号</p> <p>注釈1 米にあつては、“出荷時の梱包単位又は小分け単位”とあるのは、“乾燥・調製行程終了時の保管容器単位又は出荷時の梱包単位若しくは小分け単位”と読み替える。</p> <p>4 流行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>4.1 (略)</p> <p>4.2 内部規程</p> <p>4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。<u>ただし c)については、識別番号が付与された農産物を受け入れる場合に限る。</u></p> <p>a)・b) (略)</p> <p>c) <u>受け入れた農産物の識別番号及び流行程管理基準に従った管理の状況の確認に関する事項</u></p> <p>d)～l) (略)</p> <p>4.2.2・4.2.3 (略)</p> <p>4.3 (略)</p> <p>5 流行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存</p> <p>5.1 流行程の管理又は把握に係る記録の作成 次の事項を記録し、保存しなければならない。<u>ただし c)については、識別番号が付与された農産物を受け入れた場合に限る。</u></p> <p>a)・b) (略)</p> <p>c) <u>受け入れた農産物の識別番号及び流行程管理基準に従った管理の状況に関する事項</u></p> <p>d)～i) (略)</p> <p>5.2 流行程の管理又は把握に係る記録等の保存</p>	<p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0029による。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 流行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>4.1 (略)</p> <p>4.2 内部規程</p> <p>4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。</p> <p>a)・b) (略) (新設)</p> <p>c)～k) (略)</p> <p>4.2.2・4.2.3 (略)</p> <p>4.3 (略)</p> <p>5 流行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存</p> <p>5.1 流行程の管理又は把握に係る記録の作成 次の事項を記録し、保存しなければならない。</p> <p>a)・b) (略) (新設)</p> <p>c)～h) (略)</p> <p>5.2 流行程の管理又は把握に係る記録等の保存</p>

5.2.1 5.1 の **a)～c)**の記録及び当該記録の根拠となる書類は、米以外のものにあつては出荷の日から1年間、米にあつては乾燥・調製行程終了日から3年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の **f)～j)**の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

5.2.1 5.1 の **a)～d)**の記録及び当該記録の根拠となる書類は、出荷の日から1年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の **e)～h)**の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。